

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種  
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成 17 年 7 月 8 日～平成 17 年 8 月 8 日(ワタ1件))

## 1. 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

### (2) 意見提出期間

平成 17 年 7 月 8 日 (金) ～平成 17 年 8 月 8 日(月)まで

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

## 2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 意見提出数       | 6通     |
| (2) 整理した意見数(総数) | 6件(9件) |

## 3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成17年7月8日～平成17年8月8日(ワタ1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	第一種使用規程の承認については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）等に基づき聴取した学識経験者の意見のほか、カルタヘナ法第3条に基づく基本的事項及びパブリックコメント手続により寄せられた意見・情報を勘案して判断することとしています。	1
2	〃  EU等を含めたグローバルな視点でのハーモナイゼーションが必要であり、予防原則に立った国益を守る施策が求められる。  ワタの生産の主要国であるインドでは、遺伝子組換えワタの商業栽培が行われているが、収益性が上がったわけでもなく、耐性昆虫の発生も懸念されるなど、多くの問題を抱えており、遺伝子組換えワタを奨励するような承認は行うべきではない。  ワタは国内にわずかであるが生産されているため、こぼれ落ちた遺伝子組換えワタとの交雑・混入のおそれがある。	カルタヘナ法に基づく承認に当たっては、申請された遺伝子組換え生物等を第一種使用規程に従って使用した場合に我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性への影響が生ずるおそれがあるか否かについて、学識経験者の意見を聞いて科学的知見に基づき判断することとされています（カルタヘナ法第4条第4項）。  今回承認申請のあった第一種使用規程は「食用又は飼料用に供するための使用、加工、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為」とされており、我が国において栽培することを認めるものではありません。さらに、学識経験者による検討の場においては、我が国の自然条件下においてこぼれ落ちのワタが自生したという報告はないこと、我が国にはワタが交雑可能な野生種の生育は知られていないことなども考慮した上で「第一種使用規程に従って使用した場合に、生物多様性影響が生ずるおそれはないとした、生物多様性影響評価書の結論は妥当である。」との意見を得ています。	2

3	”	<p>環境への影響、安全性が未知であり、不安である。</p> <p>本組換えワタは、開発されてからの時間が短く未知の状態であり、承認は時期尚早である。</p> <p>申請する側からのデータのみで判断するのではなく、幅広い視野から判断することを望む。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価については、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、①申請者が必要な試験等を実施し、収集した情報に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について当該遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を行い、その評価結果を生物多様性影響評価書として取りまとめて主務大臣に提出します。②主務大臣は、当該評価結果を踏まえて、当該申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがあるか否かについて、学識経験者の意見を聴取して判断する仕組みとなっています。</p> <p>今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。なお、科学的な見地からみて評価の内容が不適切であったり、データが不十分であると判断された場合には、追加試験の実施等を申請者に求める場合もあります。</p>	3
4	”	<p>遺伝子組換えの表示義務は、全ての製品に課されておらず、遺伝子組換え製品を市場に開放するには準備不足である。</p>	<p>遺伝子組換え農産物とその加工食品については、JAS法及び食品衛生法に基づき、表示のルールが定められ、すでに平成13年4月から施行されています。現在のところ、ワタをはじめ国内で流通する可能性のある5種類の遺伝子組換え農産物と、これを原材料とする加工食品30食品群について、「遺伝子組換えである」旨等の表示が義務づけられています。また、義務表示の対象品目については、遺伝子組換え農産物の流通実態等を踏まえ適宜見直しを行うことと</p>	1

			<p>しています。</p> <p>遺伝子組換え食品に関する表示基準については、農林水産省のホームページ（URL：<a href="http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm">http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm</a>）を御確認下さい。</p>	
5	<p>1 宿主又は宿主の属する分類学上の種に関する情報 （2）使用等の歴史及び現状 ロ 主たる栽培地域、栽培方法、流通実態及び用途</p> <p>2 遺伝子組換え生物等の調整等に関する情報 （6）宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違 ロの②生育初期における低温又は高温耐性</p>	<p>国内でのワタの商業栽培、観賞用栽培の実態を示すデータが添付されていないこと、生育初期における低温又は高温耐性のデータが添付されていないこと等、第一種使用規程の承認申請のためのデータが不足しているのではないかと懸念しています。</p>	<p>評価書の概要2～3ページに、我が国においてワタの商業栽培はほとんど行われていないことが示されています。</p> <p>国内でのワタの栽培実態を示す定量的なデータなどは、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響の評価において必ずしも必要な情報とは判断されないことから、今回の申請案件についても求めていません。</p> <p>また、生育初期における低温又は高温耐性について求められるデータは、申請された遺伝子組換え生物の生育特性によって異なります。夏作であるワタについては我が国の冬期を想定した温度条件での試験が必要であることから、低温耐性に関する試験データは添付されていますが、高温耐性のデータについては求めていません。遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に必要な情報の詳細については、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成16年2月9日、15消安第5839号、環自野発第040209002号、URL：<a href="http://www.maff.go.jp/carta/160209tuuti.pdf">http://www.maff.go.jp/carta/160209tuuti.pdf</a>）をご確認下さい。</p> <p>なお、生物多様性影響を評価する上で必要なデータが不足していると判断された場合には、申請者に追加試験の実施などにより必要な情報の提出を求める場合もありますが、本案件については該当し</p>	1

			ません。	
6	第二 項目ごとの 評価	法に定められているように、水平伝播の可能性の評価を追加する必要がある。	植物体に導入した遺伝子が、ウイルスを介して他の生物に移行する水平伝達の可能性は極めて低いと考えられています。このため、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価実施要領において、遺伝子組換え微生物に関する評価項目の一つとして「核酸を水平伝達する性質」を挙げていますが、植物については評価項目としていません。ただし、今後の科学的知見を充実させることを目的として、ウイルス由来の配列を含む核酸を導入している遺伝子組換え植物の承認を行う際には、申請者に対し導入遺伝子の水平伝達について、必要な情報の収集を求めることとしています。	1